

感染症（疑いを含む）による欠席・再登校について

感染症対策委員会

本学では、学生・教職員が実習先の病院等との間を常に往来しているため、特に、感染症の拡大を防止する必要があります。感染症（疑いを含む。）による欠席・再登校は、以下の手続きに従ってください。

1. 感染症を疑う症状（表1、表2参照）がみられる場合には、必ず医療機関を受診してください。具体的な対応については、図1を参照してください。
2. 学校保健安全法施行規則第18条で定める感染症（表3）に罹患した場合、またはその疑いのある場合には、学校保健安全法第19条により「出席停止」となりますので、速やかに大学保健室または教務・学生課（実習中は担当教員）に電話連絡し、療養してください。
3. 医療機関を受診した際に発行されるレシートや領収書は受診の証明になりますので、保管してください。
4. 出席停止期間中は、学内への立ち入りを禁止します。また、外出や課外活動等も自粛し、他者との接触を避ける等、感染拡大の防止に努めてください。
5. 出席停止期間を経て再登校が可能となったら、最初に保健室（不在の場合は教務・学生課）へ行き、「感染症による欠席・再登校に関する届」を提出してください。その際、受診した医療機関のレシートまたは領収書を添付してください。保健指導を受けた後、出席停止を解除します。
6. 実習においては、科目責任者が、学生本人または対象に身体的・精神的な危険が生じるおそれがあると判断するときには、実習途中であっても実習を停止させることがあります。

表1 症状による感染症簡易判別表

主症状	随伴症状		可能性のある感染症
発熱	非特異的症状 (頭痛・関節痛・筋肉痛など)		インフルエンザ 新型コロナウイルス感染症
	呼吸器症状(咳・鼻汁・咽頭痛など)		インフルエンザ、細菌性肺炎 マイコプラズマ肺炎、結核 新型コロナウイルス感染症
		激しい咽頭痛	溶結性連鎖球菌による急性咽頭炎
	発疹		麻疹、風疹、水痘
	唾液腺の腫脹		流行性耳下腺炎
	味覚・臭覚異常		新型コロナウイルス感染症
	咽頭痛、眼症状(眼脂・充血・眼瞼浮腫)		咽頭結膜炎(プール熱) 新型コロナウイルス感染症
下痢・嘔吐	発熱		ノロウイルス感染症、感染性胃腸炎 新型コロナウイルス感染症
激しい咳込み (長期間続くもの)	発熱	その他呼吸器症状	百日咳
眼症状(眼脂・充血・眼瞼浮腫)			流行性角結膜炎

表2. 主な感染症の感染経路、潜伏期、感染期間、症状について

感染症の種類	感染経路	潜伏期・感染期間(※)	主な症状
新型コロナウイルス感染症	エアロゾル感染 飛沫感染 接触感染	潜伏期：1～7日間 感染期間：発症2日前～発症後5日間程度	発熱・咳・のどの痛み等の風邪症状、著しい倦怠感、息苦しさ、下痢、味覚・臭覚障害
インフルエンザ	飛沫感染 接触感染	潜伏期：1～4日間 感染期間：発熱1日前～発症後7日頃	悪寒、頭痛、急な発熱(高熱:38.0℃以上) 全身症状:倦怠感、頭痛、筋肉痛等 呼吸器症状:咽頭痛、咳、鼻水等
感染性胃腸炎 (ノロウイルス)	塵埃感染 飛沫感染 接触感染 経口感染	潜伏期:12～48時間 感染期間:発症後7日、一部長期排出	嘔吐(嘔気)、下痢・腹痛、発熱(37.0～38.0℃)
麻疹	空気感染 飛沫感染 接触感染	潜伏期：7～21日間 感染期間：発症の2日前（発疹出現3～5日前）～解熱後3日	眼球結膜の充血・眼脂（目やに）・咳・鼻水・発熱（38℃前後）・ 口腔粘膜の白い斑(コプリック斑) → 発疹（赤色）・発熱
風しん	飛沫感染 接触感染	潜伏期:14～23日間 感染期間:発疹出現7日前～出現後7日	発熱、発疹(淡紅色)、リンパ節腫脹(特に耳介後部、後頭部、頸部) 上気道症状(比較的軽いことが多い)、眼球結膜の充血
水痘 (みずぼうそう)	空気感染 飛沫感染 接触感染	潜伏期:10～21日間 感染期間:発疹出現2日前～すべての発疹が痂皮(かさぶた)化するまで	発熱、発疹(水疱を伴う)、かゆみ、全身倦怠感
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	飛沫感染 接触感染	潜伏期：12～25日間 感染期間：耳下腺腫脹2日前～腫脹後5日	唾液腺の腫脹・圧痛（両側または片側の主に耳下腺）、嚥下痛、発熱
百日咳	飛沫感染 接触感染	潜伏期：5～21日間 感染期間：治療開始後5日 無治療の場合は発症後3週	連続して止まらない咳（次第に咳症状がひどくなり、長引くと発作性 けいれん性の咳がみられる）、発熱（微熱・みられないこともある）
流行性角結膜炎	接触感染	潜伏期：2～14日間 感染期間：症状のある間	眼脂（透明な場合が多い）、眼球結膜の充血、眼瞼の浮腫、流涙、 眼の痛み、耳前リンパ節の腫脹、
咽頭結膜炎	飛沫感染 接触感染	潜伏期：2～14日 感染期間：発症はじめの数日間	発熱（高熱：39-40℃）、喉の痛み、眼の充血、流涙、眼の痛み、 頭痛、咽頭発赤、頸部・後頭部リンパ節の腫脹と圧痛
溶血性連鎖球菌感染症 (急性咽頭炎)	飛沫感染 接触感染	潜伏期：2～6日間 感染期間：抗菌薬治療開始後24時間（無治療の場合は発症後3週）	激しい喉の痛み、発熱、咽頭扁桃の腫脹・化膿、頸部リンパ節炎
マイコプラズマ肺炎	飛沫感染 接触感染	潜伏期：7～28日間 感染期間：症状ある間	乾性の激しい咳、発熱（微熱）、頭痛、呼吸器症状
結核	空気感染 (飛沫核感染) 飛沫感染	潜伏期：半年～2年 感染期間：排菌が認められる間	長引く咳、痰、発熱（微熱）、全身倦怠感、寝汗、体重減少

※ 潜伏期：病原体の侵入から発症までの期間・感染期間：他者への感染力を有する期間

図1. 感染症発生時の対応フローチャート

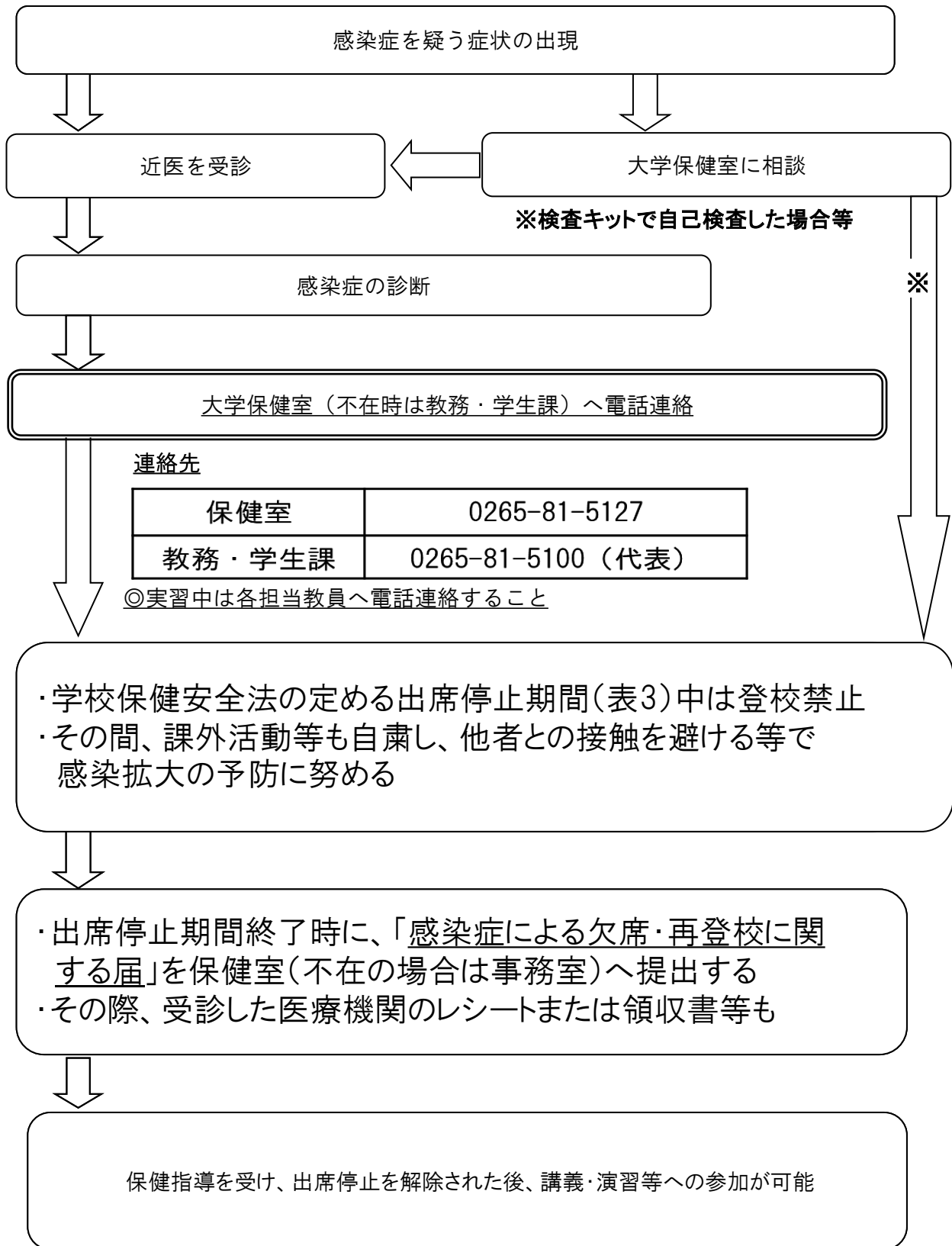


表3. 学校保健安全法の定める感染症とその出席停止期間

種別	病名	出席停止期間(※1)
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、重症急性呼吸器障害(SARS)、中東呼吸器症候群(MERS)、鳥インフルエンザ(H5N1・H7N9)	治癒するまで
第2種	新型コロナウイルス感染症(※2)	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した(解熱薬を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にある)後1日を経過するまで
	インフルエンザ(鳥インフルエンザH5N1・H7N9及び新型インフルエンザ感染症を除く)	発症した後(発熱の翌日を1日目として)5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発しんがかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	発熱、咽頭炎、結膜炎等の主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核(※3)	医師により感染のおそれがないと認められるまで
髄膜炎菌性髄膜炎		
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	感染のおそれがなくなるまで
	その他の感染症 感染性胃腸炎(ノロウイルス感染症等)、マイコプラズマ肺炎、溶血性連鎖球菌感染症 等	

※1:出席停止期間の考え方

「〇〇した後△日を経過するまで」とした場合は、「〇〇」という現象が見られた日の翌日を第1日(1日目)として算定する。

※2:出席停止解除後、発症から10日を経過するまではマスクの着用が推奨される。

※3:潜在性結核感染症の治療は出席停止に該当しない。

<インフルエンザのQ & A>

Q. インフルエンザと普通の風邪はどう違うのですか？

A. 風邪はいろいろなウイルスによっておこります。普通の風邪では、のどの痛みや鼻汁、くしゃみ、咳等の上気道炎の症状が中心で、全身的な症状はあまり見られません。発熱もインフルエンザほど高くはなく、重症化することもあまりありません。インフルエンザは、インフルエンザウイルスによっておこります。まず38℃以上の発熱が急におこり、それに伴って頭痛や関節痛、筋肉痛、全身倦怠感等の症状が現れます。普通の風邪と同じように、のどの痛みや鼻汁、咳等の症状も見られるようになります。

Q. インフルエンザにかからないためにはどうすればよいですか？

A. 予防のための有効な方法として、以下のことが挙げられます。

① インフルエンザワクチンの接種

ワクチンを接種していても発症することはあります。しかし、感染しても発症する可能性を低減させる効果があり、発症しても重症化するのを防ぐことも報告されています。

② 外出後の手洗い等

流水と石鹸により手指などについたウイルスを洗い流します。この方法はインフルエンザに限らず、接触感染や飛沫感染を感染経路とするそのほかの感染症の対策にも効果があります。また、アルコール製剤による手指衛生も有効です。

③ 適度な湿度の保持

空気が乾燥すると罹りやすくなります。加湿器などで、室内を適切な湿度(50~60%)に保つことも有効です。

④ 十分な休養とバランスのとれた栄養摂取

体の抵抗力を高めるために、十分な休養とバランスのとれた食事を心がけましょう。

⑤ 人混みへの外出を控える

インフルエンザの流行期には、人混みなどへの外出を控えましょう。どうしても人混みの中に入る可能性がある場合には、十分ではありませんが、飛沫による感染を防ぐためにマスクを着用するのも対策のひとつです。

Q. インフルエンザにかかったかもしれません。どうすればよいですか？

A. 人混みなど、人の多く集まる場所への外出は控えましょう。安静にして休養をとり、十分な睡眠をとることも大切です。水分も十分に補給してください。また、近くの医療機関を受診し、その結果を大学に報告してください。家族や周りの人へうつさないよう、次のように「咳エチケット」を徹底しましょう。

① 他の人に向けて咳やくしゃみをしないこと。

② 咳やくしゃみが出るときは、できるだけマスクをする。とっさの咳やくしゃみの際にマスクがなければ、ティッシュや腕の内側などで口と鼻を覆うこと。

③ 鼻汁・痰などがついたティッシュはすぐにゴミ箱に捨て、手のひらで咳やくしゃみを受け止めた時はすぐに手を洗うこと。

Q. インフルエンザにかかったら、どのくらいの期間外出を控えればよいですか？

A. 一般に、発症前日から発症後3~7日間は、鼻やのどからウイルスが排出されるといわれています。ウイルスを排出している間は外出を控えてください。本学では、発症後5日間を経過し、かつ解熱後2日を経過するまでを出席停止の期間としています。その後も咳やくしゃみが続くようであれば、マスクの着用を心がけましょう。

Q. 昨年ワクチンの接種を受けましたが、今年も受けた方がよいですか？

A. インフルエンザワクチンは、そのシーズンに流行すると予想されるウイルスを用いてつくられます。そのため、前の年にインフルエンザワクチンの接種を受けていた場合であっても、今年のワクチンを接種するのがよいと考えられます。

Q. インフルエンザワクチンはいつ頃に接種するのがよいですか？

A. インフルエンザは例年12月~4月頃に流行し、そのピークは1月末~3月上旬です。したがって、12月中旬頃までには接種することが望ましいと考えられます。

(様式1)

新型コロナウイルス感染症（COVID19）による欠席・再登校に関する届

本学では、学生・教職員が実習先の病院等との間を常に往来しているため、特に、学内において新型コロナウイルス感染症の感染者から他者への感染拡大を防止する必要があります。

このため、新型コロナウイルス感染症による欠席・再登校は、以下の手続きに従ってください。

- 1 発熱や咽頭痛、咳などがある場合は検温し、医療機関を受診してください。
新型コロナウイルス感染症と診断をされた場合は、**すぐ、大学事務局に電話で届け出を行い、療養をしてください。**
医療機関で発行するレシートや領収書は受診の証明になりますので保管してください。
また、受診をしない場合は、医療用の新型コロナウイルス抗原キットで自己検査をし、結果を大学事務局に知らせてください。（検査キットの結果の写真をスマートフォンで撮影しておいてください。）
- 2 1の診断を受けた場合または自己検査で陽性になった場合は、**発症の日を0日として、その翌日から5日間経過し、かつ症状が軽快した（解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にある）後1日を経過するまでを出席停止の期間とし、学内への立ち入りを禁止します。**
この間、外出をせず、他者との接触も控えてください。
発症の5日目に症状が続いている場合は、症状が軽快し24時間程度を経過するまでは出席を停止します。
出席停止が解除された場合であっても、発症から10日間程度は施設内でのマスクの着用を求めます。
- 3 再登校ができるようになったら、最初に保健室（不在の場合は事務室）へ行き、保健指導を受けてください。その後、出席停止を解除します。
実習中は、実習の担当教員から指示を受けてください。

以下に記入し、再登校する日に保健室へこの用紙を持参してください。

学年・学籍番号・氏名	学部・修士・博士・認定 年 学籍番号： 氏名：
受診日	年 月 日
受診した医療機関名	
医師の診断又は検査結果	
症状が出現した日	年 月 日
症状が消失した日	年 月 日
欠席期間	月 日 ～ 月 日
出席停止期間	月 日 ～ 月 日
医療機関のレシートまたは領収書	医療機関に受診したことが確認できるものを一緒に提出してください。
※事務局使用欄	
再登校許可日	年 月 日 (保健指導 済 ・ 未)

インフルエンザによる欠席・再登校に関する届

本学では、学生・教職員が実習先の病院等との間を常に往来しているため、特に、学内においてインフルエンザ感染者から他者への感染拡大を防止する必要があります。

このため、インフルエンザ（疑いの者を含む）による欠席・再登校は、以下の手続きに従ってください。

1. 次のようなインフルエンザ様症状が見られる場合は、必ず医療機関を受診してください。
 - 1) 急激に発現する発熱、筋肉痛、関節痛、頭痛、全身倦怠感などの全身症状
 - 2) 1) に続発する咽頭痛、咳、鼻汁などの上気道炎症状
2. インフルエンザと診断された場合、またはインフルエンザの疑いと診断された場合は、**すぐ、大学事務局（実習中は実習の担当教員）に電話で届け出を行い、療養をしてください。**

発熱後早期の検査では陰性になりやすいため、最初の検査でインフルエンザを否定された場合でも発熱やその他の症状が続く場合は、再度受診して検査を受けることを勧めます。

また、**医療機関で発行するレシートや領収書は受診の証明になりますので保管してください。**
3. 2の診断を受けた場合は、**発症後5日間経過し、かつ、解熱後2日間経過するまで**を出席停止とし、学内への立ち入りを禁止します。

この間、外出をせず他者との接触も控えてください。
4. 3の期間を経た後、再登校ができるようになったら、最初に保健室（不在の場合は事務室）へ行き、保健指導を受けてください。その後、出席停止を解除します。

実習中は、実習の担当教員から指示を受けてください。

以下に記入し、再登校する日に保健室へこの用紙を持参してください。

学年・学籍番号・氏名	学部・修士・博士・認定 年 学籍番号： 氏名：
受診日	年 月 日
受診した医療機関名	
診断名	インフルエンザ 型
発症した日	年 月 日
解熱した日	年 月 日
欠席期間	年 月 日 ～ 月 日
出席停止期間	年 月 日 ～ 月 日
医療機関のレシート または領収書	医療機関を受診したことが確認できるものを一緒に提出してください。

※事務局使用欄

再登校許可日	年 月 日 (保健指導 済 ・ 未)
--------	---------------------

感染性胃腸炎による欠席と再登校に関する届

本学では、学生・教職員が実習先の病院等との間を常に往来しているため、特に、学内においてノロウイルス等による感染性胃腸炎の感染者から他者への感染拡大を防止する必要があります。

このため、ノロウイルス等による感染性胃腸炎(疑いの者を含む)による欠席とその後の再登校は、以下の手続きに従ってください。

1. 次のような感染性胃腸炎様の症状が見られる場合は、必ず医療機関を受診してください。
下痢、吐き気(嘔吐)、腹痛、発熱(37~38℃)など
2. 感染性胃腸炎またはその疑いと診断された場合は、すぐ、**大学事務局(実習中は実習の担当教員)**に電話で届け出を行い、療養をしてください。
また、**医療機関で発行するレシートや領収書は受診の証明になりますので保管してください。**
3. 上記2の診断を受けた場合は、**病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで**を出席停止とし、**学内への立ち入りを禁止**します。
この間、外出をせず他者との接触も控えてください。
4. **1の症状が治まり(有形便になり)**、再登校できるようになったら、最初に保健室(不在の場合は事務室)へ行き、保健指導を受けてください。その後、保健師から学校医に連絡し、**学校医に出席可能と判断されれば**、出席停止を解除します。
実習中は、実習の担当教員から指示を受けてください。

以下に記入し、再登校する日に保健室へこの用紙を持参してください。

学年・学籍番号・氏名	学部・修士・博士・認定 年 学籍番号： 氏名：
受診日	年 月 日
受診した医療機関名	
診断名	
発症した日	年 月 日
症状が消失した日	年 月 日
欠席期間	年 月 日 ~ 月 日
出席停止期間	年 月 日 ~ 月 日
医療機関のレシート または領収書	医療機関を受診したことが確認できるものを一緒に提出してください。

※事務局使用欄

学校医による 出席可能との判断	年 月 日
再登校許可日	年 月 日 (保健指導 済 ・ 未)

感染症による欠席・再登校に関する届

長野県看護大学

出席停止を要する感染症により欠席した場合、再登校した際に、下記の必要事項を記載し、最初に保健室（不在時は事務室）へこの用紙を持参してください。その際、医療機関のレシートまたは領収書等を添付してください。

種別	○印	病名	出席停止期間
第一種		第一種感染症： []	治癒するまで
第二種	様式1	新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し、かつ症状が軽快した（解熱薬を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にある）後 1 日を経過するまで
	様式2	インフルエンザ （鳥インフルエンザ H5N1 を除く）	発症した後（発熱の翌日を 1 日目として）5 日を経過し、かつ解熱後 2 日を経過するまで
		百日せき	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌薬療法が終了するまで
		麻疹（はしか）	解熱した後 3 日を経過するまで
		流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺の腫脹発現後 5 日経過し、なおかつ全身状態が良好になるまで
		風しん（三日はしか）	発しんが消失するまで
		水痘（みずぼうそう）	すべての発しんがかさぶたになるまで
		咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、咽頭炎、結膜炎等の主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
第三種		結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染のおそれがないと認められるまで
		流行性角結膜炎	感染のおそれがなくなるまで
	様式3	ノロウイルス等による感染性胃腸炎	
	その他第三種感染症： []		

学年・学籍番号・氏名	学部・修士・博士・認定 学籍番号：	年 氏名：
受診日	年 月 日	
再受診日	年 月 日	
受診した医療機関名	①	②
発症した日	年 月 日	
治癒と診断された日	年 月 日	
症状が消失した日	年 月 日	
欠席期間	年 月 日 ～	年 月 日
出席停止期間	年 月 日 ～	年 月 日

※事務局使用欄

再登校許可日	年 月 日（保健指導 済 ・ 未 ）
--------	--------------------